

## 三沢市消防本部告示第2号

### 三沢市患者等搬送事業に対する指導及び認定要綱

実施 平成 25年 5月 7日

#### (目的)

第1条 この要綱は、三沢市消防本部管内（以下「管内」という。）の民間による患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）に対し必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

#### (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「患者等」とは、健常者以外の者並びに車椅子又は寝台を必要とする身体障害者及び寝たきりの人をいう。
- 2 「患者等搬送業務」とは、患者等を搬送するため必要なストレッチャー等を備えた専用車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を搬送する業務をいう。
- 3 「患者等搬送業務」（車椅子専用）とは、患者等を搬送するため車椅子のみを固定できる専用車（以下「患者等搬送用自動車」（車椅子専用）という。）を使用し患者等を搬送する業務をいう。
- 4 「患者等搬送事業者」とは、患者等搬送事業を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。

- 5 「患者等搬送事業者」（車椅子専用）とは、患者等搬送事業（車椅子専用）を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- 6 「認定事業者」とは、第5条第1項による認定を受けた患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）をいう。
- 7 「乗務員」とは、患者等搬送用自動車に乗務し、搬送業務に従事する者をいう。
- 8 「乗務員（車椅子専用）」とは、患者等搬送用自動車（車椅子専用）に乗務し、搬送業務に従事する者をいう。

（指導）

第3条 消防長は、管内の患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）に対し、次の基準により必要な指導を行うものとする。

事業者実施の基本原則は次に定めるところによる。

- (1) 患者等搬送事業及び患者等搬送事業（車椅子専用）を行う者は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能向上に努めること。
  - (2) 患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）は、緊急性のない者を搬送対象とすること。
  - (3) 患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）は、事業の社会的責任を十分自覚し、関係法規を遵守すること。
- 2 患者等の搬送業務は、症状の悪化防止に万全の配慮をし、搬送途上において症状が悪化し緊急やむを得ない場合は、必要最小限の応急手当を実施するものとする。

3 患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）は、次のいずれかに該当する場合は、119番等により、患者等の居る場所、状態、既往症、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。

(1) 患者等の搬送依頼時の依頼内容、又は症状の聴取結果から緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合。

なお、この場合は、併せて乗務員又は乗務員（車椅子専用）を派遣すること。

(2) 患者等の搬送依頼があった場所に到着後、症状等から緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合。

(3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合。

4 乗務員及び乗務員（車椅子専用）は、満18才以上の者で、次のいずれかに該当する者をもって充てること。

(1) 別表第1に掲げる患者等搬送乗務員基礎講習を修了した者。

(2) 別表第1に掲げる患者等搬送乗務員（車椅子専用）基礎講習を修了した者。

(3) 別表第2に掲げる基礎講習修了した者と同等以上の知識及び技能を有する者として消防長が認めた者（以下「特例認定者」という。）

5 適任証の交付は、次によるものとする。

(1) 消防長は、前項の該当者に対して、別記第1号様式の1に定める患者等搬送乗務員適任証（以下「適任証」という。）又は

別記第1号様式の2に定める患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）（以下「適任証（車椅子専用）」という。）を交付する。

(2) 適任証及び適任証（車椅子専用）の有効期間は、2年間とする。ただし、第7項に定める定期講習を受けた者についてはさらに2年間有効とし、それ以降も同様とする。

6 乗務員及び乗務員（車椅子専用）は、搬送業務に従事するときは、適任証を携帯すること。

7 乗務員及び乗務員（車椅子専用）の患者等搬送業務に必要な知識及び技能の習得については、次に掲げるところによるものとする。

(1) 患者等の安全搬送に関する知識及び技能の向上に努めさせること。

(2) 2年に1回以上、別表第3に定める定期講習（以下「乗務員・乗務員（車椅子専用）再講習」という。）を受講させること。

8 患者等搬送事業者又は患者等搬送事業者（車椅子専用）は、運行に際し、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって業務を行わせること。ただし、乗務員以外に医師若しくは看護師等が同乗する場合、又は退院等を目的とした運行をする場合は乗務員を1名とすることができる。

(2) 患者等搬送事業者（車椅子専用）は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師を同乗させる、又は乗務員（車椅子専用）を2名以上とすることができる。

子専用) 数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。

9 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車(車椅子専用)の要件は次によるものとする。

(1) 共通事項

- ① 十分な緩衝装置を有すること。
- ② 換気及び冷暖房装置を有すること。
- ③ 業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- ④ 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

(2) 患者搬送用自動車

- ① 乗車定員は4名以上であること。
- ② ストレッチャー、車椅子等は車体に確実に固定できる構造であること。
- ③ ストレッチャーは長さ1.9m以上、幅0.5m以上、高さ0.24m以上のものであること。
- ④ ストレッチャーは、患者等固定用ベルトを有するものであること。

(3) 患者等搬送用自動車(車椅子専用)

- ① 車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。

- ② 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。
- 1 0 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。
  - 1 1 患者等搬送用自動車又は患者等搬送用自動車（車椅子専用）の車体には、別表第4により表示を施すこと。
  - 1 2 積載資器材は、次によるものとする。
    - (1) 患者等搬送用自動車には、別表第5の1に掲げる資器材を積載すること。
    - (2) 患者等搬送用自動車（車椅子専用）には、別表第5の2に掲げる資器材を積載すること。
  - 1 3 消毒等は、次によるものとする。
    - (1) 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）積載資器材の消毒は、次に掲げるところにより行うこと。
      - ① 定期消毒にあつては毎月1回以上、使用後消毒にあつては毎使用後とすること。
      - ② 消毒の実施要領は、別表第6によること。
      - ③ 医師から消毒について特別な指示があつた場合は、指示に基づいた消毒を行うこと。
    - (2) 前項①の定期消毒を実施したときは、その旨を消毒実施記録票（別記第2号様式）に記録し、車内の見やすい場所に表示しておくものとする。
  - 1 4 衛生・安全管理については、次によるものとする。

- (1) 患者等搬送用自動車及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）積載資器材については、点検整備を確実にを行い、清潔保持に努めること。
  - (2) 乗務員及び乗務員（車椅子専用）の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、常に清潔の保持に努めること。
  - (3) 患者等の搬送に当たっては、患者等及び同乗者に対し安全ベルトを着装させる等、安全搬送のための措置を講ずること。
- 15 パンフレット等の事業案内には、救急隊と同レベルの活動及び「緊急の業務」を行っている等、住民に誤解を与えるような表示又は表現をしないこと。

（講習等）

第4条 乗務員の講習等は、次によるものとする。

- 消防長は、乗務員及び乗務員（車椅子専用）に対し、患者等搬送業務及び患者等搬送業務（車椅子専用）に必要な知識及び技能を習得させるため、別表第1掲げる基礎講習及び別表第3に掲げる再講習を実施するものとする。
- 2 消防長は、乗務員及び乗務員（車椅子専用）の基礎講習及び再講習の実施に当たっては、実施日時、実施場所等の講習に関する必要な事項の実施計画を樹立し、関係者に通知するものとする。
  - 3 講習の実施基準等については、別表第7によるものとする。
  - 4 講習に関する事務処理、基礎講習の修了証及び適任証の交付、又は再交付並びに特例認定者への適任証の交付手続きは、別表第8によるものとする。

(認定等)

第5条 認定等については、次によるものとする。

消防長は、別表第9に掲げる認定基準に適合する患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）に対し、別表第10に掲げる遵守事項を履行することを条件に、適合する事業者として認定するものとする。

2 認定対象となる患者等搬送事業者及び患者等搬送事業者（車椅子専用）は、道路運送法に定める次の者とする。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者

(4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

3 認定を受けようとする者は、患者等搬送事業・患者等搬送事業者（車椅子専用）認定（更新）申請書（別記第15号様式（その1）（その2））に乗務員・乗務員（車椅子専用）名簿（別記第16号様式）及び患者等搬送用自動車・患者等搬送用自動車（車椅子専用）届（別記第17号様式（その1）から（その3））を添えて消防長に申請するものとする。

4 消防長は、患者等搬送事業・患者等搬送事業者（車椅子専用）調査書（別記第18号様式（その1）（その2））により認定の調査をするものとする。

5 認定の審査等については、次によるものとする。

- (1) 消防長は、患者等搬送事業者・患者等搬送用自動車（車椅子専用）申請受理簿（別記第19号様式）により受理した後、別記第18号様式に基づき認定審査基準票（別記第20号様式）により審査を行い、認定するか否かを決定し、その結果を患者等搬送事業者・患者等搬送事業（車椅子専用）認定簿（別記第21号様式）に記載しておくものとする。
- (2) 消防長は、患者等搬送事業又は患者等搬送事業（車椅子専用）を認定したときは、認定事業者台帳（別記第22号様式）を作成するものとする。
- (3) 消防長は、患者等搬送事業又は患者等搬送事業（車椅子専用）を認定しなかったときは、認定（否認定）結果通知書（別記第23号様式）により申請者に通知するものとする。

6 認定マークの交付については、次によるものとする。

- (1) 消防長は、患者等搬送事業を認定したときは、速やかに認定（否認定）結果通知書、認定証（別記第24号様式その1）、患者等搬送事業者認定マーク（別図第1）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図第3）（以下「認定証等」という。）を患者等搬送事業者に交付するものとする。
- (2) 消防長は、患者等搬送事業（車椅子専用）を認定したときは、速やかに認定（否認定）結果通知書、認定証（別記第24号様式その2）、患者等搬送事業者（車椅子専用）認定マーク（別図第2）及び患者等搬送用自動車（車椅子専用）認定マーク（別図第4）（以下「認定証等（車椅子専用）」という。）を患者等搬送事業者（車椅子専用）に交付するものとする。

- (3) 消防長は、認定証等の交付時、患者等搬送事業者又は患者等搬送事業者（車椅子専用）から認定証等受領書（別記第25号様式）を徴するものとする。
- 7 認定の有効期間は、認定を受けた日の翌日から起算して5年とする。
- 8 認定の更新については、次によるものとする。
- (1) 認定事業者は、認定の有効期間の満了後も引き続き認定を受けようとするときは、当該認定の有効期間の満了する日の1ヶ月前から、当該期間が満了するまでの間に別記第15号様式により、消防長に更新の申請をするものとする。
- (2) 更新時の手続き及び事務処理については、認定時の規定を準用するものとする。
- 9 認定証等及び認定証等（車椅子専用）の亡失等については、次によるものとする。
- (1) 認定事業者は、認定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定証再交付申請書（別記第26号様式）により消防長に認定証等の再交付を申請するものとする。
- (2) 消防長は、別記第19号様式により受理した後、申請の内容を審査の上、認定事業者台帳を整理し、認定証等を当該申請のあった認定事業者に再交付するものとする。
- 10 事業休止等については、次によるものとする。
- (1) 認定事業者は、患者等搬送事業又は患者等搬送事業（車椅子専用）の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、患

者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）休止（廃止）届出書（別記第 27 号様式）により消防長に届出るものとする。

- (2) 認定事業者は、休止している事業を再開しようとするときは、患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）再開届出書（別記第 28 号様式）により消防長に届出るものとする。

1 1 事業内容の変更は、次によるものとする。

- (1) 患者等搬送事業・患者等搬送事業（車椅子専用）認定申請書の内容を変更した場合は、事業内容変更届出書（別記第 29 号様式）により届出るものとする。
- (2) 消防長は、業務内容変更届出書を受理した後、変更内容を確認し、認定事業者台帳を整理しておくものとする。

1 2 次のいずれかに該当するときは、認定はその効力を失うものとする。

- (1) 道路運送法に定めるところにより、国土交通大臣の免許が取り消され又は失効したとき。
- (2) 患者等搬送事業又は患者等搬送事業（車椅子専用）を廃止したとき。
- (3) 認定の有効期間が満了したとき。

1 3 認定事業者は、認定基準を誠実に履行しなければならない。

1 4 特異事案の報告については、次によるものとする。

- (1) 別表第 10 の 13 に定める報告は、特異事案報告書（別記第 30 号様式）により行うものとする。

(2) 消防長は、特異な事案等を覚知したときは、患者等搬送事業者又は患者等搬送事業者（車椅子専用）に対し別記第30号様式により速やかに報告させるものとする。

1.5 認定事業者の調査については、次によるものとする。

(1) 消防長は、認定事業者に対し認定基準の履行状況について、年に1回以上調査するものとする。

(2) 消防長は、前(1)号の調査結果から不適事項が認められたときは、認定基準に適合し、遵守義務を履行するよう指導するものとする。

1.6 認定の取り消しについては、次によるものとする。

(1) 消防長は、次にいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

① 別表第9の認定基準に適合しなくなったとき。

② 別表第10の遵守事項を履行しないとき。

③ 業務実施中、重大な事故を発生させたとき。

④ その他、認定を継続することが、不相当と判断される時。

(2) 消防長は、前項の取消事案を確認したときは、認定取消調査書（別記第31号様式）により調査を行い、その内容を審査し取消の可否を決定するものとする。

(3) 消防長は、認定を取消したときは、別記第21号様式の当該事業所欄を抹消するとともに、認定事業者台帳を整理し、認定取消通知書（別記第32号様式）を速やかに患者等搬送事業者又は患者等搬送事業者（車椅子専用）に交付するものとする。

1 7 認定証の返納等については、次によるものとする。

(1) 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、消防長に認定証等を返納するものとする。

① 道路運送法に定めるところにより国土交通大臣の免許が取消され、又は失効したとき。

② 認定事業者としての認定を取消されたとき。

③ 認定の更新申請をせず、認定の有効期間が満了したとき。

④ 認定証の再交付を受けた場合において、認定証を発見し、又は回復したとき。

(2) 消防長は、前項の認定証等の返納が行われない場合は、認定証等返納請求書（別記第33号様式）により認定証等の返納を求めるものとする。

(3) 消防長は、認定証等を返納させたときは、患者等搬送用自動車又は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）に記載されている「三沢市消防本部認定」の表示を削除させるものとする。

1 8 情報の提供等については、次によるものとする。

(1) 消防長は、認定事業者から医療情報の照会があった場合には、消防本部で把握している医療機関に関する情報を提供するものとする。

(2) 消防長は、住民から患者等搬送事業者又は患者等搬送事業者（車椅子専用）の照会があった場合は、認定事業者を紹介するものとする。

※ 別記様式等は省略。